

「ホワイトスペースを活用したエリア放送型システムの制度整備案に対する意見募集」（制度全般関係）に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、下表のとおりです。

（意見募集期間：平成 24 年 1 月 17 日～同年 2 月 16 日）

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
<b>1 総論</b>		
1-1	<p>&lt;全般&gt;</p> <p>TVホワイトスペース帯を使うサービスとして初めて一般地上放送と位置づけされたエリア放送型システムの制度案が提示された。</p> <p>今後のエリア放送型システムの実施（実運用）においては、言うまでもなく、既存の一次業務である地上デジタルテレビジョン放送の保護が第一であり、その視聴等に干渉（影響）を与えることがないように十分に配慮されることを強く要望する。</p> <p>また、1月31日付けで意見募集された「エリア放送型システムの一部答申及び制度整備案（技術関係）」における技術条件では、地上デジタルテレビジョン放送に干渉がないような関係規定を整備したことは適切なものと考え</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>○本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>○本案では、エリア放送を行う地上一般放送局の免許審査において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法関係審査基準等に基づき、適切に審査を行うことに加え、運用においては、無線局運用規則に従うほか、周波数割当計画において二次業務と位置づけることを踏まえ、免許状にテレビジョン放送を行う地上基幹放送局等の一次業務の無線局（後日開設されるものも含む。）からの混信を容認し、混信を与えてはならない旨を条件として付す予定である等、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の運用やその受信に支障を生じさせないことを前提としております。</p>
1-2	<p>&lt;全般&gt;</p> <p>東日本大震災があり、情報配信手段の重層的な活用が再認識される中、ホワイトスペースを活用したエリア放送型システムは、地域独自の活動での利用や住民向けの情報配信手段をはじめ、多くの場面で有効に活用できる可能性があり非常に期待している。</p> <p>当研究委員会がかかわった、東日本大震災で被災した宮城県女川町でのエリア・ワンセグ実証実験及び関係団体ヒアリングの結果、エリア・ワンセグは避難所内における情報伝達手段として有効であり、特に避難所にいる視聴</p>	<p>○ご要望については、今後、制度を運用していく際の参考とさせていただきます。</p> <p>○円滑な申請に資するよう、申請にあたっての参考とするための参入マニュアルを公表する予定です。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>覚障がい者に対する音声・文字情報の伝達手段として有効であることがわかった。今後、地方公共団体が避難所等で有効活用できるよういろいろ御指導いただきたい。</p> <p>関係者間で円満かつ合理的な作業が進められるように、申請前に検討すべき項目や調査手順等のガイドラインの作成をお願いしたい。</p> <p>使用する周波数に制約があり使用場所ごとに慎重な検討が必要であることは承知しているが、同一場所で行われる不定期かつ短期間の地域イベント、避難訓練や災害発生後の避難所等での臨時使用の際には、利用環境の変化が無ければ、前回の利用実績や、事前に行った電波環境調査の結果等を踏まえて効率的な免許手続が行えるように御配慮いただきたい。</p> <p>【地方公共団体におけるエリア・ワンセグ活用に関する調査研究委員会】</p>	
1-3	<p>&lt;全般&gt;</p> <p>基本的に今回の制度整備案に賛同いたします。</p> <p>エリア放送型システム以外のホワイトスペースを利用したシステムが検討されていますが、運用に支障のないよう技術面・運用面で今後十分な検討が行われ、ホワイトスペース利用システムの普及促進の妨げにならないように取りまとめられることを期待します。</p> <p>ホワイトスペース利用の無線局は、相互の干渉や運用上の問題が十分検証されるまで、当面の間は微弱型を除いて全て免許対象局とすべきと考えます。</p> <p>平成25年度以降に改めて免許の見直しを行うとされていますが、サービスとして実施する場合には受信者に対して選局チャンネルなど周知すること</p>	<p>○本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>○免許対象局とすべきとのご意見につきましては、地上デジタル放送及び他のホワイトスペース利用システムとの混信防止が担保できるよう今後の各ホワイトスペース利用システム制度化の際に検討して参ります。</p> <p>○ご要望につきましては、今後、制度を運用していく際の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>になるので、チャンネル周波数の変更などはなるべくないようにご配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ハートネットワーク】</p>	
<b>2 各論</b>		
2-1	<p>＜放送法施行規則・電波法関係審査基準の一部改正関係＞</p> <p>エリア放送を「一の市町村の一部の区域のうち特定の狭小な区域における需要に応えるための放送」と定義したうえで、業務区域を必要最小限とし、できる限り空中線電力を低出力（フルセグ10mW以下、ワンセグ(10/13)mW以下）とするよう規定したことは、適切なものと考えます。</p> <p>エリア放送（地上一般放送）と地上テレビジョン放送（地上基幹放送）とでは、制度上の位置付けも社会的役割も根本的に異なることから、将来的にもエリア放送の業務区域拡大や出力緩和は認めるべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(社) 日本民間放送連盟】</p>	<p>○本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>○その他、ご提案については、今後の参考とさせていただきます。</p>
2-2	<p>＜無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正関係＞</p> <p>改正案で付加された（地上一般放送局）の項目の中で、「その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと」とあるのは、極めて妥当なものとする。特に地上デジタル放送は特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的な役割を果たすことや、災害時のライフラインとしての機能を担っている。また障害が起きることによって視聴者が不利益を被ることも懸念される。新規の開設に当たっては、現行の地上デジタル放送業務に些かの支障も与えないよう、最大限の調査・検討が行われるよう希望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株) TBSテレビ】</p>	<p>○本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>○本案では、エリア放送を行う地上一般放送局の免許審査において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法関係審査基準等に基づき、適切に審査を行うことに加え、運用においては、無線局運用規則に従うほか、周波数割当計画において二次業務と位置づけることを踏まえ、免許状にテレビジョン放送を行う地上基幹放送局等の一次業務の無線局（後日開設されるものも含む。）からの混信を容認し、混信を与えてはならない旨を条件として付す予定である等、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の運用やその受信に支障を生じさせないことを前提としております。</p>
2-3	<p>＜無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準・無線局運用規則の一部</p>	

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>改正関係＞</p> <p>地上デジタルテレビジョン放送は一次業務であり国民の生命と財産を守るライフラインである。その受信に支障を与えないとしたことは妥当であるが、その実効性を担保するための免許条件や電波監視体制などの整備を要望する。</p> <p>エリア放送実施においては、不要にエリアが拡大し、地上デジタルテレビジョン放送の受信に影響することがないよう、必要最小限の業務区域や空中線電力（実効輻射電力）で運用すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>○本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>○本案では、エリア放送を行う地上一般放送局の免許審査において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法関係審査基準等に基づき、適切に審査を行うことに加え、運用においては、無線局運用規則に従うほか、周波数割当計画において二次業務と位置づけることを踏まえ、免許状にテレビジョン放送を行う地上基幹放送局等の一次業務の無線局（後日開設されるものも含む。）からの混信を容認し、混信を与えてはならない旨を条件として付す予定である等、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の運用やその受信に支障を生じさせないことを前提としております。また、今回電波法関係審査基準を改正し、エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、必要最小限のものであること、空中線電力については、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、できる限り低出力とすること、を審査の基準とすることとしております。</p>
2-4	<p>＜無線局免許手続規則・無線局運用規則・電波法関係審査基準の一部改正関係、周波数割当計画の一部変更関係＞</p> <p>情報通信審議会答申「ホワイトスペースを活用した放送型システム（フルセグ型及びワンセグ型）に関する技術的条件」に沿って、一次業務である地上テレビジョン放送に有害な混信妨害を与えないよう関係規定を整備したものと理解しており、基本的に賛成します。</p> <p>エリア放送の免許申請に当たっては、行政が公表するチャンネルスペースマップ（利用可能な周波数の目安）を踏まえ、「電波法関係審査基準」等に照らして周波数の選定作業が適切に行われることが必要です。</p>	<p>○本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>○本案では、エリア放送を行う地上一般放送局の免許審査において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法関係審査基準等に基づき、適切に審査を行うことに加え、運用においては、無線局運用規則に従うほか、周波数割当計画において二次業務と位置づけることを踏まえ、免許状にテレビジョン放送を行う地上基幹放送局等の一次業務の無線局（後日開設されるものも含む。）から</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>また、地上テレビジョン放送の視聴者保護に万全を期すため、行政が中心となり、各地域におけるエリア放送の開設・運用状況を地上テレビジョン放送事業者が確実に把握できる仕組みを構築していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【（社）日本民間放送連盟】</p>	<p>の混信を容認し、混信を与えてはならない旨を条件として付す予定である等、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の運用やその受信に支障を生じさせないことを前提としております。</p> <p>○エリア放送を行う地上一般放送局の免許の状況については、総務省電波利用ホームページにおいて公表する予定です。</p>
2-5	<p>＜無線局運用規則の一部改正関係＞</p> <p>改正案で付加された（混信の防止）の項目の中で、「発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、又は与えるおそれがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない」とあるのは、極めて妥当なものとする。ホワイトスペースを利用するいずれのシステムも、地上デジタル放送への有害な混信を生じさせることは決してあってはならない。システムの構築に当たっては、共用のための運用調整の仕組みのあり方が極めて重要であり、干渉などの技術的検討や運用面での検討は、放送事業者の経験や意見を十分に踏まえた上で行われるべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【（株）TBSテレビ】</p>	<p>○本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>○本案では、エリア放送を行う地上一般放送局の免許審査において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法関係審査基準等に基づき、適切に審査を行うことに加え、運用においては、無線局運用規則に従うほか、周波数割当計画において二次業務と位置づけることを踏まえ、免許状にテレビジョン放送を行う地上基幹放送局等の一次業務の無線局（後日開設されるものも含む。）からの混信を容認し、混信を与えてはならない旨を条件として付す予定である等、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の運用やその受信に支障を生じさせないことを前提としております。</p> <p>○なお、地上デジタル放送及び他のホワイトスペース利用システムとの混信防止が担保できるよう今後の各ホワイトスペース利用システム制度化の際に検討して参ります。</p>
2-6	<p>＜周波数割当計画の一部変更関係＞</p> <p>今後、エリア放送型システムのほかにホワイトスペース利用システムが制度化される際には、先に策定された「ホワイトスペース利用システムの共用方針」にあるように、特定ラジオマイクを優先とした制度となるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網（株）】</p>	<p>○今後の特定ラジオマイクの本格運用の際には、特定ラジオマイクが優先するよう制度化にあたって検討して参ります。</p>